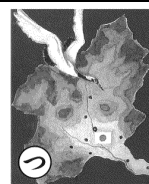




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年9月29日（火） 第10434号

目次

ページ

告 示

- 出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正（会計管理課） 2
- 分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正（同） 2

教育委員会規則

- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（学校人事課） 8

選挙管理委員会告示

- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示の一部改正 9
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 9
- 政治団体の名称等 10
- 政治団体の異動事項 11
- 政治団体の解散届出 12
- 資金管理団体の指定の取消し等 12

人事委員会規則

- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 13

病院管理規程

- 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局経営戦略課） 13

■ 告 示

◎群馬県告示第215号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、令和8年10月1日から施行する。

令和8年9月29日

群馬県知事 山 本 一 太

2の項(31)中「に係る現金」を削る。

6の項(1)ア中「保管」の次に「並びにキャッシュレス決済による手数料等の収納」を加える。

13の項(1)に次のように加える。

キ 群馬県警備業法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第14号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務

ク 群馬県核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第15号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務

◎群馬県告示第216号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、令和8年10月1日から施行する。

令和8年9月29日

群馬県知事 山 本 一 太

表行政県税事務所又は自動車税事務所の項の次に次のように加える。

前橋行政県税事務所、高崎行政県税事務所、吾妻行政県税事務所、利根沼田行政県税事務所又は太田行政県税事務所	分任出納員	行政県税事務所出納員	1 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務 2 群馬県電気工事業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第28号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
--	-------	------------	---

表保健福祉事務所の項委任事務の欄を次のように改める。

1 民生費負担金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務 2 母子福祉資金貸付金償還金、父子福祉資金貸付金償還金若しくは寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納者に対して戸別訪問した場合又は別に定める未収金債権について徴収の事務の委託を受けた者が徴収した場合における当該未収金の収納に関する事務（特に児童福祉課で行う必要があるものを除く。） 3 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務

- 4 群馬県旅館業条例（昭和29年群馬県条例第43号）第18条第1項に規定する手数料の収納に関する事務
- 5 群馬県保健所使用料及び手数料条例（昭和40年群馬県条例第24号）第2条に規定する使用料等の収納に関する事務
- 6 群馬県化製場等に関する法律施行条例（昭和59年群馬県条例第28号）第9条に規定する手数料の収納に関する事務
- 7 群馬県興行場法施行条例（昭和59年群馬県条例第29号）第5条に規定する手数料の収納に関する事務
- 8 群馬県医療法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第56号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 9 群馬県死体解剖保存法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第57号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 10 群馬県診療エックス線技師免許証関係手数料条例（平成11年群馬県条例第58号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 11 群馬県衛生検査所登録関係手数料条例（平成11年群馬県条例第59号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 12 群馬県介護保険法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第60号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 13 群馬県栄養士法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第61号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 14 群馬県受胎調節実地指導関係手数料条例（平成11年群馬県条例第62号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 15 群馬県製菓衛生師法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第64号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 16 群馬県理容師法施行条例（平成11年群馬県条例第66号）第5条に規定する手数料の収納に関する事務
- 17 群馬県美容師法施行条例（平成11年群馬県条例第67号）第5条に規定する手数料の収納に関する事務
- 18 群馬県建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係手数料条例（平成11年群馬県条例第68号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 19 群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例（平成11年群馬県条例第69号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 20 群馬県麻薬及び向精神薬取締法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第70号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 21 群馬県温泉法関係手数料条例第2条に

規定する手数料の収納に関する事務
22 群馬県保健師助産師看護師法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第33号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
23 群馬県調理師法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第36号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
24 群馬県公衆浴場法施行条例（平成12年群馬県条例第38号）第6条に規定する手数料の収納に関する事務
25 群馬県食品衛生法施行条例（平成12年群馬県条例第41号）第7条に規定する手数料の収納に関する事務
26 群馬県クリーニング業法施行条例（平成12年群馬県条例第43号）第4条に規定する手数料の収納に関する事務
27 群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第46号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
28 群馬県覚醒剤取締法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第47号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
29 群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
30 群馬県農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料条例（令和7年群馬県条例第22号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務

表自然環境課の項中「に係る現金」を削る。

表林業振興課の項の次に次のように加える。

環境事務所	分任出納員	環境事務所出納員	1 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務 2 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年群馬県条例第17号）第16条に規定する手数料の収納に関する事務 3 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第51号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務 4 群馬県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例（平成16年群馬県条例第22号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
環境森林事務所	分任出納員	環境森林事務所出納員	1 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務 2 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第16条に規定する手数料の収納に関する事務 3 群馬県林業種苗法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第82号）第2条に

			規定する手数料の収納に関する事務 4 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務 5 群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第53号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務 6 群馬県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
森林事務所	分任出納員	森林事務所出納員	1 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務 2 群馬県林業種苗法関係手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務 3 群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
林業試験場	分任出納員	林業試験場出納員	群馬県林業試験場手数料条例（平成12年群馬県条例第63号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務

表農業事務所の項委任事務の欄を次のように改める。

1 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務 2 群馬県種畜検査条例（昭和27年群馬県条例第17号）第7条に規定する手数料の収納に関する事務 3 群馬県蚕業技術員登録に関する条例（昭和35年群馬県条例第71号）第11条に規定する手数料の収納に関する事務 4 群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例第2条から第4条までに規定する手数料の収納に関する事務 5 群馬県漁業法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第77号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務 6 群馬県漁業登録令関係手数料条例（平成11年群馬県条例第78号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務 7 群馬県畜産関係手数料条例（平成12年群馬県条例第57号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務 8 群馬県家畜保健衛生所手数料条例（平成12年群馬県条例第58号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務

表農業事務所の項の次に次のように加える。

農林大学校	分任出納員	農林大学校出納員	1 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務 2 群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例（昭和57年群馬県条例第4
-------	-------	----------	--

			3号)第6条第1項に規定する受験料の 収納に関する事務
--	--	--	--------------------------------

表群馬産業技術センターの項の次に次のように加える。

産業技術専門校	分任出納員	産業技術専門校出納員	1 証明手数料条例第2条に規定する手数料の 収納に関する事務 2 群馬県立産業技術専門校の設置及び運 営に関する条例（平成11年群馬県条例 第23号）第6条第1項に規定する入校 試験料及び入校料の収納に関する事務
---------	-------	------------	---

表住宅政策課の項委任事務の欄中「第37条」の次に「第1項から第3項まで」を加え、同表土木事務所の項委任事務の欄を次のように改める。

- 1 道路法（昭和27年法律第180号）
第39条第1項に規定する占用料の滞納
者に対して戸別訪問した場合における当
該滞納金の収納に関する事務
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）
第32条第1項に規定する流水占用料、
土地占用料又は土石採取料その他の河川
産出物採取料の滞納者に対して戸別訪問
した場合における当該滞納金の収納に関
する事務
- 3 証明手数料条例第2条に規定する手数料
の収納に関する事務
- 4 群馬県屋外広告物条例第37条第1項
に規定する手数料の収納に関する事務
- 5 群馬県建築基準法施行条例（昭和58
年群馬県条例第15号）第2条の7に規
定する手数料の収納に関する事務
- 6 群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法
関係手数料条例（平成11年群馬県条例
第91号）第2条に規定する手数料の収
納に関する事務
- 7 群馬県開発行為許可等手数料条例第2
条に規定する手数料の収納に関する事務
- 8 群馬県租税特別措置法関係手数料条例
（平成11年群馬県条例第93号）第2
条に規定する手数料の収納に関する事務
- 9 群馬県火薬類取締法関係手数料条例
（平成12年群馬県条例第23号）第2
条に規定する手数料の収納に関する事務
- 10 群馬県武器等製造法関係手数料条例
（平成12年群馬県条例第25号）第2
条に規定する手数料の収納に関する事務
- 11 群馬県採石法関係手数料条例第2条に
規定する手数料の収納に関する事務
- 12 群馬県砂利採取法関係手数料条例第2
条に規定する手数料の収納に関する事務
- 13 群馬県宅地建物取引業法関係手数料条
例第2条に規定する手数料の収納に関す
る事務
- 14 群馬県積立式宅地建物販売業法関係手
数料条例（平成12年群馬県条例第78
号）第2条に規定する手数料の収納に関

する事務
15 群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成21年群馬県条例第32号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
16 群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成24年群馬県条例第110号）第2条及び第3条に規定する手数料の収納に関する事務
17 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成28年群馬県条例第46号）第2条及び第3条に規定する手数料の収納に関する事務
18 情報提供の事務の取扱いに関する要綱（平成24年4月24日制定）第5条第1項に規定する費用の収納に関する事務

表ぐんま天文台の項委任事務の欄を次のように改める。

1 群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例（平成11年群馬県条例第9号）第6条第1項に規定する観覧料の収納に関する事務
2 群馬県県有施設共通パスポート条例第2条第1項に規定する共通パスポートの料金の収納に関する事務

表警察本部生活安全企画課の項委任事務の欄を次のように改める。

1 群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第13条に規定する手数料の収納に関する事務
2 群馬県警備業法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第14号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
3 群馬県核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第15号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務

表に次のように加える。

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）別表第一に掲げる地域機関等（災害義援金の収納を行う機関等に限る。）	分任出納員	当該機関の出納員	歳計外現金（災害義援金の募集に係るものに限る。）の出納及び保管に係る業務
---	-------	----------	--------------------------------------

■ 教育委員会規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十五号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、月の初日以外の日において新たに学校職員となつた者が、その学校職員となつた日に条例第十六条第一項の学校職員たる要件が具備されるに至つた場合は、通勤手当の支給はその日から開始するものとし、当該月の通勤手当は教育委員会が別に定めるところにより支給する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第一項の規定にかかわらず、月の初日以外の日において離職した者が当該月において新たに学校職員となり、条例第十六条第一項の学校職員たる要件が具備されるに至つた場合は、離職前の通勤手当の支給は、その新たに要件が具備されるに至つた日の前日をもつて終わるものとし、当該月の通勤手当は教育委員会が別に定めるところにより支給する。

第二十一条の三第三項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第67号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示（令和3年群馬県選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

表太田市選挙管理委員会の項を次のように改める。

太田市選挙管理委員会	太田市強戸ふれあいセンター	太田市石橋町856-1
	太田市南ふれあいセンター	太田市高林東町1302
	太田市尾島生涯学習センター	太田市亀岡町63-1
	太田市世良田生涯学習センター	太田市世良田町1535-4

◎群馬県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和8年9月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,207
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 295,041
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,111
甘楽郡	5,730
吾妻郡	13,958
利根郡	8,409
佐波郡	9,730
邑楽郡	25,891
前橋市	90,592

高崎市	101,789
桐生市	28,530
伊勢崎市	55,236
太田市	58,183
沼田市	12,144
館林市	20,018
渋川市	20,393
藤岡市・多野郡	18,074
富岡市	12,556
安中市	15,265
みどり市	13,503

◎群馬県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年9月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
国民民主党群馬県第2区総支部	原和隆	角田修一	群馬県前橋市小相木町280-3
	令和8年8月21日		

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
あらい良明後援会	荒井良明	荒井瞳	群馬県渋川市赤城町敷島701
	令和8年8月18日		
金谷健一後援会	金谷健一	金谷健一	群馬県太田市新田市町30-1
	令和8年8月7日		

館林市の未来を考える八木橋ようす け後援会	八木橋洋介	藤井嘉晴	群馬県館林市新宿1-10-7
	令和8年8月12日		
寺岡雅基後援会	寺岡雅基	寺岡雅基	群馬県桐生市元宿町6-2
	令和8年8月24日		
原田大後援会	原田大	原田園美	群馬県安中市原市1-4-5
	令和8年8月3日		
半田哲哉後援会	半田哲哉	半田健二	群馬県館林市楠町1338-1
	令和8年8月4日		
持谷明宏とみなかみのミライを考 える会	持谷明宏	生津直喜	群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉 1175
	令和8年8月4日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和8年9月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬県支部連合会	主たる事務所の所在地	群馬県高崎市上並榎町433-3	群馬県高崎市西横手町497-3	令和8年8月18日
自由民主党群馬県ときわ会支部	代表者の氏名	三井田正	松本和之	令和8年8月25日
	会計責任者の氏名	田口正美	三井田正	令和8年8月25日
自由民主党群馬県薬剤師支部	会計責任者の氏名	高野由博	島田光明	令和8年8月21日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬県神谷まさゆき後援会	会計責任者の氏名	高野由博	島田光明	令和8年8月21日
群馬県本田あきこ後援会	会計責任者の氏名	高野由博	島田光明	令和8年8月21日
群馬県薬剤師連盟	会計責任者の氏名	高野由博	島田光明	令和8年8月21日

幸福実現党高崎後援会	会計責任者の氏名	須山大輝	山根愛風	令和8年 8月5日
------------	----------	------	------	--------------

◎群馬県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年9月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
多田稔資金管理団体	多田稔	令和8年8月6日
多田稔を育てる会	新井典明	令和8年8月6日

◎群馬県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年9月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
多田稔	多田稔資金管理団体	令和8年8月6日

■ 人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、月の初日以外の日において新たに職員となつた者が、その職員となつた日に条例第十二条の六第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合は、通勤手当の支給はその日から開始するものとし、当該月の通勤手当は人事委員会が別に定めるところにより支給する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第一項の規定にかかわらず、月の初日以外の日において離職した者が当該月において新たに職員となり、条例第十二条の六第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合は、離職前の通勤手当の支給は、その新たに要件が具備されるに至つた日の前日をもつて終わるものとし、当該月の通勤手当は人事委員会が別に定めるところにより支給する。

第二十三条の三第三項中「第二十三条第二項」を「第二十三条第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

■ 病院管理規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年九月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第九号

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年群馬県病院管理規程（第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

資格免許職S 基準額表

（その1）

区分	職種	看護師 助産師	准看護師	薬剤師	検査・放射線技 師 ME・PT・OT・ST 歯科衛生士
	号 給	月額	月額	月額	月額
フルタイム 会計年度 任用職員		円	円	円	円
	1	233,000	203,100	250,000	218,000
	2	235,400	204,900	252,400	220,100
	3	237,800	206,700	254,800	222,200
	4	240,200	208,500	257,200	224,300
	5	242,600	210,200	259,500	226,500
	6	245,000	212,000	261,900	228,600
	7	247,400	213,800	264,300	230,700
	8	249,800	215,600	266,700	232,800
	9	252,100	217,300	269,000	234,900
	10	254,500	219,100	271,400	237,000
	11	256,900	220,900	273,800	239,100
	12	259,300	222,700	276,200	241,200
	13	261,700	224,400	278,500	243,400
	14	264,100	226,200	280,900	245,500
	15	266,500	228,000	283,300	247,600
	16	268,900	229,800	285,700	249,700
	17	271,300	231,500	288,000	251,800
	18	273,700	233,300	290,400	253,900
	19	276,100	235,100	292,800	256,000
	20	278,500	236,900	295,200	258,100
	21	280,800	238,600	297,500	260,300
	22	283,200	240,400	299,900	262,400
	23	285,600	242,200	302,300	264,500
	24	288,000	244,000	304,700	266,600
	25	290,400	245,700	307,000	268,700
	26	292,800	247,500		270,800
	27	295,200	249,300		272,900
	28	297,600	251,100		275,000
	29	300,000	252,800		277,200
	30	302,400	254,600		279,300
	31	304,800	256,400		281,400
	32	307,200	258,200		283,500

	33	309,500	259,900		285,600
	34	311,900	261,700		287,700
	35	314,300	263,500		289,800
	36	316,700	265,300		291,900
	37	319,100	267,000		294,100
	38		268,800		
	39		270,600		
	40		272,400		
	41		274,100		
	42		275,900		
	43		277,700		
	44		279,500		
	45		281,200		
	46		283,000		
	47		284,800		
	48		286,600		
	49		288,300		

※基準月額には地域手当を含む。

(その2)

区分	職種	保育士	管理栄養士	PSW	MSW	臨床心理 技術者	栄養士	保健師
	号 給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
フルタイム会計年度任用職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	203,100	210,000	210,000	203,100	218,000	202,300	229,100
	2	204,800	212,600	212,400	205,300	220,600	203,800	231,300
	3	206,500	215,200	214,800	207,500	223,200	205,300	233,500
	4	208,200	217,800	217,200	209,700	225,800	206,800	235,700
	5	209,900	220,200	219,600	211,700	228,500	208,400	238,000
	6	211,600	222,800	222,000	213,800	231,200	209,900	240,200
	7	213,300	225,400	224,400	215,900	233,900	211,400	242,400
	8	215,000	228,000	226,800	218,000	236,600	212,900	244,600
	9	216,600	230,400	229,200	220,200	239,100	214,500	246,800
	10	218,300	233,000	231,600	222,400	241,700	216,000	249,000
	11	220,000	235,600	234,000	224,600	244,300	217,500	251,200
	12	221,700	238,200	236,400	226,800	246,900	219,000	253,400
	13	223,400	240,600	238,800	228,800	249,600	220,600	255,700
	14	225,100	243,100	241,200	230,900	252,200	222,100	257,900
	15	226,800	245,600	243,600	233,000	254,800	223,600	260,100
	16	228,500	248,100	246,000	235,100	257,400	225,100	262,300
	17	230,100	250,700	248,400	237,300	260,100	226,700	264,500
	18	231,800	253,300	250,800	239,500	262,800	228,200	266,700
	19	233,500	255,900	253,200	241,700	265,500	229,700	268,900
	20	235,200	258,500	255,600	243,900	268,200	231,200	271,100
	21	236,900	260,900	258,100	245,900	270,700	232,800	273,400
	22	238,600	263,500	260,500	248,000	273,300	234,300	275,600
	23	240,300	266,100	262,900	250,100	275,900	235,800	277,800
	24	242,000	268,700	265,300	252,200	278,500	237,300	280,000
	25	243,600	271,100	267,700	254,400	281,200	238,900	282,200
	26	245,300	273,700	270,100	256,600	283,900	240,400	284,400
	27	247,000	276,300	272,500	258,800	286,600	241,900	286,600
	28	248,700	278,900	274,900	261,000	289,300	243,400	288,800
	29	250,400	281,300	277,300	263,000	291,800	245,000	291,100
	30	252,100	283,900	279,700	265,100	294,400	246,500	293,300
	31	253,800	286,500	282,100	267,200	297,000	248,000	295,500
32	255,500	289,100	284,500	269,300	299,600	249,500	297,700	

	33	257,100	291,500	286,900	271,500	302,300	251,100	299,900
	34	258,800					252,600	302,100
	35	260,500					254,100	304,300
	36	262,200					255,600	306,500
	37	263,900					257,200	308,800
	38	265,600					258,700	
	39	267,300					260,200	
	40	269,000					261,700	
	41	270,600					263,300	
	42							
	43							
	44							
	45							
	46							
	47							
	48							
	49							

※基準月額には地域手当を含む。

別表第2（第6条関係）

資格免許職A 基準額表

（その1）

区分	職種	医師 (シニアレジ [※])	医師 (レジ)	医師 (初期臨床)	看護師 助産師	准看護師	薬剤師	検査・放射 線技師 ME・PT・ OT・ST 歯科衛生士
	号 給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
フル タ イ ム 会 計 年 度 任 用 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	627,400	523,600	459,100	218,000	188,100	234,000	203,000
	2	628,100	525,300	461,600	219,800	189,900	236,000	204,800
	3	628,800	527,000	464,100	221,600	191,700	238,000	206,600
	4	629,500	528,700	466,600	223,400	193,500	240,000	208,400
	5	630,000	530,400	469,200	225,000	195,100	242,000	210,000
	6		532,100		227,000	197,100	244,000	212,000
	7		533,800		229,000	199,100	246,000	214,000
	8		535,500		231,000	201,100	248,000	216,000
	9		537,300		233,000	203,100	250,000	218,000
	10				236,100	205,200	253,600	220,700
	11				239,200	207,300	257,200	223,400
	12				242,300	209,400	260,800	226,100
	13				245,300	211,600	264,300	228,900
	14				248,400	213,700	267,900	231,600
	15				251,500	215,800	271,500	234,300
	16				254,600	217,900	275,100	237,000
	17				257,600	220,100	278,500	239,700
	18				260,700	222,300	282,100	242,400
	19				263,800	224,500	285,700	245,100
	20				266,900	226,700	289,300	247,800
	21				269,900	228,700	292,800	250,600
	22				273,000	230,800	296,400	253,300
	23				276,100	232,900	300,000	256,000
	24				279,200	235,000	303,600	258,700
	25				282,200	237,200	307,000	261,500
	26				285,300	239,300		264,200
	27				288,400	241,400		266,900
	28				291,500	243,500		269,600
	29				294,500	245,700		272,400
	30				297,600	247,800		275,100
	31				300,700	249,900		277,800
	32				303,800	252,000		280,500

	33				306,800	254,200		283,200
	34				309,900	256,300		285,900
	35				313,000	258,400		288,600
	36				316,100	260,500		291,300
	37				319,100	262,700		294,100
	38					264,900		
	39					267,100		
	40					269,300		
	41					271,300		
	42					273,400		
	43					275,500		
	44					277,600		
	45					279,800		
	46					281,900		
	47					284,000		
	48					286,100		
	49					288,300		

※基準月額には地域手当を含む。

(その2)

区分	職種	保育士	管理栄養士	PSW	MSW	臨床心理 技術者	栄養士	保健師
	号 給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
フルタイム会計年度任用職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	195,000	195,000	188,100	203,000	188,100	212,700
	2	189,900	197,000	197,000	190,100	204,800	189,800	214,700
	3	191,700	199,000	199,000	192,100	206,600	191,500	216,800
	4	193,500	201,000	201,000	194,100	208,400	193,200	218,800
	5	195,100	203,000	203,000	196,100	210,000	194,700	220,900
	6	197,100	204,800	204,800	197,900	212,000	196,600	222,900
	7	199,100	206,600	206,600	199,700	214,000	198,500	225,000
	8	201,100	208,400	208,400	201,500	216,000	200,400	227,000
	9	203,100	210,000	210,000	203,100	218,000	202,300	229,100
	10	205,200	213,400	213,200	206,000	221,500	204,200	232,000
	11	207,300	216,800	216,400	208,900	225,000	206,100	234,900
	12	209,400	220,200	219,600	211,800	228,500	208,000	237,800
	13	211,500	223,600	222,800	214,500	232,100	209,900	240,500
	14	213,600	227,000	226,000	217,400	235,600	211,800	243,400
	15	215,700	230,400	229,200	220,300	239,100	213,700	246,300
	16	217,800	233,800	232,400	223,200	242,600	215,600	249,200
	17	220,000	237,200	235,600	225,900	246,100	217,600	251,900
	18	222,100	240,600	238,800	228,800	249,600	219,500	254,800
	19	224,200	244,000	242,000	231,700	253,100	221,400	257,700
	20	226,300	247,400	245,200	234,600	256,600	223,300	260,600
	21	228,400	250,700	248,400	237,300	260,200	225,200	263,300
	22	230,500	254,100	251,600	240,200	263,700	227,100	266,100
	23	232,600	257,500	254,800	243,100	267,200	229,000	268,900
	24	234,700	260,900	258,000	246,000	270,700	230,900	271,700
	25	236,800	264,300	261,300	248,700	274,200	232,800	274,600
	26	238,900	267,700	264,500	251,600	277,700	234,700	277,500
	27	241,000	271,100	267,700	254,500	281,200	236,600	280,400
	28	243,100	274,500	270,900	257,400	284,700	238,500	283,300
	29	245,300	277,900	274,100	260,100	288,300	240,400	286,000
	30	247,400	281,300	277,300	263,000	291,800	242,300	288,900
	31	249,500	284,700	280,500	265,900	295,300	244,200	291,800
	32	251,600	288,100	283,700	268,800	298,800	246,100	294,700

	33	253,700	291,500	286,900	271,500	302,300	248,100	297,400
	34	255,800					250,000	300,300
	35	257,900					251,900	303,200
	36	260,000					253,800	306,100
	37	262,200					255,700	308,800
	38	264,300					257,600	
	39	266,400					259,500	
	40	268,500					261,400	
	41	270,600					263,300	
	42							
	43							
	44							
	45							
	46							
	47							
	48							
	49							

※基準月額には地域手当を含む。

この規程は、令和八年十月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
